



厚生労働省

沖縄労働局  
Okinawa Labour Bureau

平成28年 10月25日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 幸地光彦

労働衛生専門官 長嶺 進

電話:098 (868) 4402

労働者 50人以上の事業主様へ



**お忘れではありませんか？**

**ストレスチェック後の報告**

**検査結果報告書(様式6号の2)**

昨年12月1日から始まった「ストレスチェック制度」。その結果を労働基準監督署に報告することが必要ですが、お忘れではありませんか？

この報告は、一般健康診断にかかる報告と同様、一年毎(1月から12月)の実施状況の結果について、実施後に、必要項目について記入の上、事業所の管轄労働基準監督署への提出が義務付けられています。

事業主の皆様におかれましては下記の様式をダウンロードしていただきA4用紙に印刷して、必要事項を記載・事業主印を押印の上、提出いただきますようお知らせいたします。

なお、当該様式は所轄労働基準監督署にも備え付けていますので、お取り寄せの上提出いただくこともできます。

厚生労働省HP内

↓ [\(様式6号の2\)](#)

「[心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書](#)」